

令和元年 5 月 23 日

個別支援計画に記載された支援者のボランティア活動保険に関する Q & A

市では、各区の個別支援計画の作成を促進し、支援者の負担を軽減するため、今年度から保険料を市が負担してボランティア保険に加入する取組みを始めました。この取組みについて、これまで様々な質問が寄せられ、その考え方をまとめましたので参考にしてください。

Q 1 : そもそもこの保険はどのようなケースに適用となるのか？地震は？風水害は？けがをさせたといってもどのような場合が保険適用になるのか？

A 1 : 令和元年度から、市が保険料を負担して加入するのは、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（死亡見舞金共済・ボランティア活動保険）の「天災危険補償プラン」です。対象となるのは、風水害（浸水被害、土砂災害等）及び地震・津波による避難行動支援活動中の事故です。

保険金が支払われる主な場合は、次のとおりです。

(1) ケガの補償

ア 要援護者支援活動中、転んでケガをして通院した。

イ 要援護者支援活動に向かう途中、交通事故に遭って亡くなられた。

(2) 賠償責任の補償

ア 要援護者支援活動中に誤ってお年寄りにケガをさせた。

イ 要援護者支援活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた（自動車は除く）。

※市や区主催の「要援護者避難誘導訓練」中の怪我であっても、保険の対象となります。

※詳細については、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済のパンフレットをご覧ください。

Q 2 : どのような人が保険加入すべきと市は考えているか？

A 2 : 個別支援計画に記載された支援者を対象とします。具体的には、同じ区内に住む要援護者のお知り合いの方や、要援護者と同じ隣保に住まれる複数の方などを想定しています。

※なお、民生委員児童委員、民生・児童協力委員や緊急通報システム協力者については、すでに各団体で同種の保険に入っておられるので、個別支援計画の支援者であっても、今回のボランティア保険加入の対象外としています。

Q 3 : ボランティア保険に加入する対象者について、Aさん・Bさん・Cさんを支援者として登録し、ボランティア保険に加入したとしても、災害時に3人とも不在でDさん・Eさん・Fさん（いずれもボランティア保険に未加入）が要援護者を助け出すことも考えられる。その場合は、予めA、B、C、D、E、Fさんを登録してよいのか？

A 3 : 避難行動要援護者を支援する方が事前に決まっている場合は、個別支援計画に記載し、ボランティア保険に加入することをお勧めします。

しかしながら、避難行動要援護者を支援する方が予め決まっていない場合は、該当する隣保の大部分の人が支援者になる可能性があります。そのような人すべてを支援者として登録することは現実的ではありませんので、同じ隣保内の方で、災害時において支援者となる可能性の高い人などに限定してください。

なお、ボランティア保険に加入していない方についても、これまで同様、日ごろの声かけなど、可能な支援をお願いします。

Q 4 : 出水期に入るが、今回の保険はいつからいつまでの適用となるのか？

A 4 : 名簿を提出いただいた区について、ボランティア保険加入の可否を確認し、順次保険に加入することとしています。すでに提出いただいている区の支援者の方については、令和元年6月26日から令和2年3月31日までが補償期間の予定です。

Q 5 : 災害時要援護者支援に係るボランティア保険の公費による加入制度は来年度も続くのか？また、個別支援計画は毎年提出を求められるのか？

A 5 : ボランティア保険の公費による加入については、避難行動要援護者の支援を進めるため、継続して取り組みたいと考えています。なお、個別支援計画も毎年提出いただきます。

Q 6 : 今回、個別支援計画の対象者となるのは、あくまで避難行動要援護者名簿（ピンク色の名簿）に記載されている方だけなのか？

A 6 : 区の中には、市に避難行動要援護者登録の申請をされていないが、避難行動に地域の方の支援がどうしても必要な方もおられると思います。今回の個別支援計画の対象者は、まずはこの避難行動要援護者名簿に記載の方ですが、前述の場合の支援者についても個別支援計画を作成し、市へ提出していただければ、ボランティア保険に加入します。